

## 大口町固定資産税等返還金支払要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、固定資産税、都市計画税及び資産税割額に係る国民健康保険税について、過誤納金相当額（過誤納に係る税相当額のうち地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）の規定により還付すべき過誤納金を除いたものをいう。以下同じ。）が生じた場合に、過誤納金相当額及びこれに係る利息相当額を固定資産税等返還金（以下「返還金」という。）として支払うことにより、納税者の不利益を補填し、税務行政に対する町民の信頼の確保とその円滑な運営に資することを目的とする。

### (返還金支払対象者)

第2条 町長は、過誤納金相当額が生じたときは、当該納税者に対し、返還金を支払うものとする。

2 前項の場合において、相続があったときは、当該相続人に対し、返還金を支払うものとする。

### (返還金の額等)

第3条 返還金の額は、次のとおりとする。

(1) 過誤納金相当額は、10年の範囲内において、固定資産課税台帳、国民健康保険税課税台帳その他の課税及び収納に係る資料（以下「固定資産税台帳等」という。）によって算定するものとする。ただし、納税者が提示する領収書等によって過誤納金の納付額及び納付年月日を確認することのできるものについては、20年の範囲内において算定の対象とすることができる。

(2) 利息相当額は、過誤納金相当額の納付があった翌日から返還金の支出を決定した日までの期間の日数に応じ、法第17条の4の規定に準じて計算した額とする。

### (支払の決定)

第4条 町長は、現地調査又は固定資産課税台帳等の調査により、返還金を支払うことが適当と認めたときは、速やかに返還金の支払を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により返還金の支払を決定したときは、速やかに決定の内容を返還金支払対象者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第5条 町長は、過誤納金相当額が納税者の虚偽その他不正な手段により生じた場合等返還金を支払うことが第1条の規定に合致しないことが明らかになったときは、返還金の支払の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(返還金の返還)

第6条 町長は、返還金の支払の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に返還金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則 (平成6年2月2日大口町告示第8号)

1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の目前において地方税法の規定に基づいて還付のため支出を決定し、又は充当をした過誤納金と同一の原因により生じた過誤納金相当額について、町長が返還金を支払うことが特に必要と認めるときは、当分の間、これを支払うことができる。

附 則 (平成26年3月31日 大口町告示第32号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。